

上記の不適用措置の対象から除外されました。したがって、中小企業者等においては、欠損金の繰戻しによる還付の請求の規定を適用できることとなりました（措法 66 の 13、措令 39 の 24）。

(2) 中小企業者等の範囲

中小企業者等の範囲は、Ⅰ 1 中小企業者等の法人税率の特例の（注1）と同じです。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（措法 68 の 98）。

〔適用時期〕

平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に終了した旧措法第 66 条の 13 第 1 項本文に規定する事業年度において生じた欠損金額については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 47、62）。

Ⅱ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

1 特定の長期所有土地等の所得の特別控除制度の創設

〔創設された制度の内容〕

法人（清算中の法人を除きます。）が、(1)に記載する適用対象土地等の譲渡をした場合において、(2)に記載する適用要件を満たしているときには、(3)の所得控除限度額をその譲渡の日を含む事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法 65 の 5 の 2、措令 39 の 6 の 2）。

(1) 適用対象土地等

本制度の適用対象となる土地等は、次の要件のいずれをも満たすものです。

イ 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に当該法人が取得をした国内にある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものを除きます。以下「土地等」といいます。）であること。

ロ 当該法人が取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（注1）が 5 年を超える土地等であること。

（注1）その取得をした日の翌日からその土地等の譲渡をした日の属する年の 1 月 1 日までの所有していた期間をいいます。

(2) 適用要件

本制度は、次の要件のいずれをも満たす場合に適用することができます。

イ 適用対象土地等の譲渡によって取得した対価の額又は交換取得資産（その譲渡により取得した資産をいいます。）の価額（注2）が、適用対象土地等の譲渡直前の帳簿価額とその譲渡に要した経費（注3）との合計額を超えていること。

（注2）交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、その差額に相当する金額を控除した金額となります。

（注3）その譲渡に要した経費は、適用対象土地等の譲渡に要した経費の金額の合計額が、その譲渡に際し譲渡に要する

ロ 当該法人が譲渡事業年度のうち同一の年に属する期間中に譲渡をした土地等のいずれについても
措法第 65 条の 7 から第 65 条の 9 まで又は第 65 条の 11 から第 66 条までの規定の適用を受けていな
いこと。

本制度により譲渡事業年度の損金の額に算入することができる所得控除限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額となります。

- (注4) 当該譲渡の日の属する年における他の譲渡について、本制度により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額となります。

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等にこの制度により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等に所得控除限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法 65 の 5 の 2 ②）。

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています(措法68の76の2、措令39の104の2)。

法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に国内にある土地等を取得し、かつ、その所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合について適用されます（措法 65 の 5 の 2 ①、68 の 76 の 2 ①）。

〔創設された制度の内容〕

本制度の適用対象となる先行取得土地等とは、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地等をいいます。

本制度は、次の要件のいずれをも満たす場合に適用することができます。

イ 当該法人が先行取得土地等の取得をした日を含む事業年度の確定申告書の提出期限(注1)までに、一定の事項を記載した届出書(以下「先行取得土地等の届出書」といいます。)を納税地の所轄税務署長に提出していること。

(注1) 平成21年4月1日前に終了した事業年度(確定申告書の提出期限が平成21年4月30日前に到来した事業年度に限ります。)については、確定申告書の提出期限にかかわらず、先行取得土地等の届出書の提出期限が平成21年4月30日までとされています(改正法附則43⑩)。

ロ 先行取得土地等の取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その法人の所有する他の土地等の譲渡をしたこと。

(3) 圧縮限度額

圧縮限度額は、次の算式により計算した金額となります(措法66の2①)。

(算 式)

$$\text{圧縮限度額} = \text{他の土地等に係る譲渡利益金額(注2)} \times 80\% (\text{又は} 60\% (\text{注3}))$$

(注2) 譲渡利益金額とは、他の土地等の譲渡に係る対価の額から当該他の土地等の譲渡直前の帳簿価額(譲渡に要した費用がある場合には、当該経費を加算した金額)を控除した金額をいいます。なお、譲渡の日を含む事業年度において他の土地等の譲渡が2以上ある場合には、その合計額となります。

(注3) 先行取得土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をされたもののみである場合には、60%となります。

(注4) 法人が他の土地等の譲渡をした場合には、この圧縮限度額の範囲内で、その先行取得土地等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額が当該事業年度において、損金の額に算入されます。

(注5) 他の土地等の譲渡の日を含む事業年度においてこの特例制度を受けようとする先行取得土地等が2以上ある場合であって、当該他の土地等の譲渡利益金額の80%(又は60%)に相当する金額のうちに他の先行取得土地等に係るこの特例制度の適用を受ける部分の金額がある場合には、当該他の土地等の譲渡利益金額の80%(又は60%)に相当する金額から当該他の先行取得土地等の取得価額(他の先行取得土地等が2以上ある場合にはその合計額)に相当する金額を控除した金額が圧縮限度額となります。

(4) 明細書の添付等

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等にこの制度により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書等に圧縮額の損金算入に関する明細書を添付することが必要とされています(措法66の2②)。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています(措法68の85の4、措令39の109の4、措規22の73の2、改正法附則58⑩)。

〔適用時期〕

法人が、平成21年1月1日以後に取得をする先行取得土地等について適用されます(改正法附則43⑨、58⑨)。

3 その他

資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④⑤⑬、68の68④⑤⑬、措令38の4、39の97)	○ 適用停止措置の期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。 ○ 適用除外措置の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡が除外されました。	本制度は、平10.1.1から平25.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法63⑦、68の69⑦)	○ 適用停止措置の期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の3①三、68の74、改正法附則43①②、58①②)	○ 適用対象から、草地利用権に係る土地等が農地法第75条の8第1項の裁定により買い取られる場合が除外されました。	農地法等一部改正法の施行の日前の裁定により買い取られたものについては、従来どおり適用されます。また、同日以後に同法附則7②の規定によりなお従前の例によることとされる草地利用権に係る土地等が旧農地法75の8①の裁定により買い取られる場合は、その買い取られる場合を改正後の規定に該当するものとみなして改正後の規定が適用されます。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①十三イ、68の75、措令39の5②②③⑥、39の103、改正法附則43⑤、58⑤) (旧措法65の4①十三イ、68の75、旧措令39の5②②③、39の103、改正法附則43③④、58③④)	○ 適用対象に、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「商店街活性化促進法」といいます。）に規定する商店街活性化事業又は商店街活性化支援事業の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人等により買い取られる場合が追加されました。 ○ 適用対象から、中小小売商業振興法に規定する高度化事業の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人等により買い取られる場合が除外されました。 ○ 適用対象に、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法の規定により創設される農	商店街活性化促進法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。 商店街活性化促進法の施行の日前に買い取られた場合については従来どおり適用されます。また、同日前に認定を受けた計画に基づき同日以後に買い取られた場合については、その買い取られる場合を改正後の規定に該当するものとみなして改正後の規定が適用されます。 農地法等一部改正法の施行の日以後に行

改正事項	改正の内容	適用時期等
5④、39の103、措規22の5①三十、改正法附則43⑥、58⑥) (措法65の4①三)	地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が追加されました。 ○ 一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合について、適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。	う土地等の譲渡について適用し、同日前行った土地等の譲渡については従来どおり適用されます。 —
(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (旧措法65の5①三、68の76、措令39の6②、39の104、措規22の6④四、旧措規22の6④六、改正法附則43⑦、58⑦、改正措令附則26③)	○ 適用対象から、農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定農業法人に譲渡した場合が除外されました。 ○ 適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある土地等を譲渡した場合が追加されました。	農地法等一部改正法の施行の日前に土地等を特定農業法人に譲渡した場合については、従来どおり適用されます。 農地法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用し、同日前行った土地等の譲渡については、従来どおり適用されます。
(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (措法65の7①表十七、65の8①、65の9、68の78①表十七、68の79①、68の80) (措法65の7①表十四、68の78①表十四、措令39の7⑩三、39の106⑦三、措規22の7⑧、22の69⑥、改正法附則43⑧、58⑧、改正措令附則26④、40③) (措令39の7⑩、39の106⑩、改正措令附則26⑤、40④、平21財務省告示第110号、平21国土交通省告示第377号)	○ 長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの場合等の特例について、適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。 ○ 農業振興地域の農用地区域等内にある土地等の買換えに係る措置について、対象となる土地等の譲渡の範囲に、農地利用集積円滑化団体に対し、その農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業のために譲渡をされる場合の土地等の譲渡が追加されました。 ○ 船舶から船舶への買換えに係る措置について、対象となる漁船以外の船舶については、財務大臣が指定するものから、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとされました。	— 農地法等一部改正法の施行の日以後に取得をする土地等について適用し、同日前に取得をした土地等については、従来どおり適用されます。 平21.4.1以後に取得をする船舶については、同日前に取得をした船舶については、従来どおり適用されます。
(7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例 (措法65の13①、68の84①)	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—

Ⅲ 国際課税に関する改正